

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、大規模小売店舗の設置者から当該届出の取下げがありましたので、次のとおり公告します。

令和元年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）トリアル天理店

所在地 天理市稲葉町六七番三ほか

二 取り下げられた新設の届出に係る公告

令和元年八月九日付け奈良県公報第二十八号

三 取下げ年月日

令和元年九月五日